

熊取町空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における「空き家」、「空き店舗」、「空き地」、「空き室」(以下「空き家等」という。)の有効活用を通して、良好な住環境の確保を図り、地域の活性化及び地域コミュニティの維持に繋がる魅力あるまちづくりに寄与するため、町内の空き家等の売却及び賃貸情報や空き家利用希望者情報を提供する熊取町空き家バンク制度(以下「熊取町空き家バンク」という。)の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 主に居住を目的として町内に建築された戸建住宅や店舗付住宅等において、現に居住又は使用しておらず、若しくは近く居住又は使用しなくなる予定の個人又は法人が所有する建物等及びその敷地(以下「建物等」という。)をいう。
- (2) 空き店舗 主に商工業を営むことを目的として町内に建築された店舗等において、現に使用しておらず、若しくは近く使用しなくなる予定の個人又は法人が所有する建物等をいう。
- (3) 空き地 主に居住又は商工業を営むことを目的として建物を建築することができる町内の土地において、現に使用しておらず、若しくは近く使用しなくなる予定の個人又は法人が所有する土地をいう。
- (4) 空き室 主に居住を目的として町内に建築された共同住宅等において、現に居住又は使用しておらず、若しくは近く居住又は使用しなくなる予定の個人又は法人が所有する部屋をいう。
- (5) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (6) 利用希望者 空き家等の購入又は賃借を希望する者をいう。
- (7) 熊取町空き家バンク 空き家等の売却、賃貸を希望する所有者等が空き家や所有者等の意向等の情報を利用希望者に対し提供する仕組み及び購入又は賃借を希望する利用希望者の情報を所有者等に対し提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、熊取町空き家バンクに登録された空き家等について、熊取町空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

2 暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団、第2条第2号に規定する暴力団員及び第2条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)と認められる者は、熊取町空き家バンクを利用することはできない。

(空き家等の登録の申込み)

第4条 熊取町空き家バンクに空き家等の登録を希望する所有者等は、熊取町空き家バンク登録申込書(様式第1号)及び熊取町空き家バンク登録カード(様式第2号、第3号、第4号)を町長に提出しなければならない。

(空き家等の登録の通知等)

第5条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、その内容等を確認の上、登録が適切であると認めるときは、熊取町空き家バンク登録台帳(様式第5号)(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは登録を行わないものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号、第3号、第4号の規定に該当しないとき
- (2) 第2条第5号の規定に該当しない者からの申込みによる時
- (3) 第3条第2項に該当するとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が熊取町空き家バンクへの登録が適当でないときと認めるとき

2 町長は、前項の登録台帳への登録をしたときは、熊取町空き家バンク登録台帳登録通知書(様式第6号)により、所有者等に通知するものとする。

3 第1項による登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して3年間(以下「登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

4 町長は、第1項の登録台帳への登録を行わないことを決定したときは、熊取町空き家バンク登録台帳非登録通知書(様式第7号)により、所有者等に通知するものとする。

5 町長は、第1項の登録に際し、必要に応じて空き家等の現地確認を行うものとする。

(登録台帳の登録事項の変更の届出)

第6条 前条第2項の規定により登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、熊取町空き家バンク登録内容変更届出書(様式第8号)を町長に届け出なければならない。

(登録台帳の登録の取消し)

第7条 町長は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定により登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、熊取町空き家バンク登録取消通知書(様式第9号)により、当該登録者に通知するものとする。

- (1) 登録台帳に登録した空き家等の売買又は賃貸借等の契約が成立したとき
- (2) 登録期間が経過したとき
- (3) 登録者から熊取町空き家バンク登録取消申出書(様式第10号)の提出があったとき
- (4) 登録内容に虚偽があったとき
- (5) 所有者等が熊取町空き家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が登録台帳に登録されていることが不相当と認めるとき

(利用希望者の登録の申込み)

第8条 利用希望者は熊取町空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第11号)及び熊取町空き家バンク登録カード(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(利用希望者の登録の通知等)

第9条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、その内容等を確認の上、登録が適切であると認めるときは、熊取町空き家バンク利用希望者登録台帳(様式第13号)(以下「利用希望者登録台帳」という。)に登録し、熊取町空き家バンク利用希望者登録台帳登録通知書(様式第14号)を当該申込者に通知するものとする。

2 前項による利用希望者登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して3年間(以下「利用希望者登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

3 町長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、第1項の規定による登録を行わないものとし、熊取町空き家バンク利用希望者登録台帳非登録通知書(様式第15号)により、当該申込者に通知するものとする。

(1) 第3条第2項に該当する者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が利用希望者登録台帳への登録が不相当と認めるとき

(利用希望者登録台帳の登録事項の変更の届出)

第10条 前条第1項の規定により利用希望者登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは熊取町空き家バンク利用希望者登録内容変更届出書(様式第16号)により、町長に届け出なければならない。

(利用希望者登録台帳の登録の取消し)

第11条 町長は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、第9条第1項の規定により利用希望者登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、熊取町空き家バンク利用希望者登録取消通知書(様式第17号)を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 利用登録者が空き家の売買又は賃貸借の契約を締結したとき

(2) 利用希望者登録期間が経過したとき

(3) 利用登録者から熊取町空き家バンク利用希望者登録取消申出書(様式第18号)の提出があったとき

(4) 登録内容に虚偽があったとき

(5) 利用登録者が熊取町空き家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき

(6) 第9条第3項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が利用希望者登録台帳への登録が不相当と認めたとき

(交渉、契約等)

第 12 条 空き家等に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約（以下「契約等」という。）については、当事者間でこれを行うものとし、町長はこれに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 登録者及び利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 熊取町空き家バンクから知り得る個人情報（第 7 条及び第 11 条の規定により取り消した個人情報を含む。以下同じ。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくはこの要綱に定める目的以外の目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと

(2) 熊取町空き家バンクから知り得る個人情報を町長の承諾なくして複製し、又は複製しないこと

(3) 熊取町空き家バンクから知り得る個人情報をき損し、及び滅失することのないよう適正に管理すること

(4) 熊取町空き家バンクから得た個人情報を保有する必要がなくなったときは、適切に廃棄すること

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、熊取町空き家バンクの運用に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。